

議案第21号

平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度佐々町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ823,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月6日 提出

佐々町長 古 庄 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		4,461	860	5,321
	1. 分担金	4,461	860	5,321
3. 国庫支出金		48,600	50,000	98,600
	1. 国庫補助金	48,600	50,000	98,600
4. 繰入金		320,000	△10,000	310,000
	1. 一般会計繰入金	320,000	△10,000	310,000
7. 町債		67,800	39,000	106,800
	1. 町債	67,800	39,000	106,800
歳 入 合 計		743,786	79,860	823,646

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		240,127	△9,384	230,743
	1. 総務管理費	240,127	△9,384	230,743
2. 建設費		117,795	95,441	213,236
	1. 建設費	117,795	95,441	213,236
4. 予備費		23,021	△6,197	16,824
	1. 予備費	23,021	△6,197	16,824
歳 出 合 計		743,786	79,860	823,646

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 建設費	1. 建設費	小浦地区排水対策事業 (小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託)	100,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託	平成30年度から 平成32年度まで	635,000
大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託	平成30年度から 平成31年度まで	515,000

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
(下水道事業債) 公共下水道事業	57,700	普通貸借又は 証券発行	年2.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合には、 その債権者と協議する。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借り換えすることができる。	97,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
(公営企業会計適用債) 公共下水道事業	10,100				9,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	4,461	860	5,321
3. 国庫支出金	48,600	50,000	98,600
4. 繰入金	320,000	△10,000	310,000
7. 町債	67,800	39,000	106,800
歳 入 合 計	743,786	79,860	823,646

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	240,127	△9,384	230,743	0	△500	0	△8,884
2. 建設費	117,795	95,441	213,236	50,000	39,500	0	5,941
4. 予備費	23,021	△6,197	16,824	0	0	0	△6,197
歳 出 合 計	743,786	79,860	823,646	50,000	39,000	0	△9,140

2 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道受益者加入金	4,461	860	5,321	1. 現年度分	860	
計	4,461	860	5,321			

(款) 3. 国庫支出金 (項) 1. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道事業費国庫補助金	48,600	50,000	98,600	1. 下水道建設事業費補助金	50,000	社会資本整備総合交付金(雨水事業)
計	48,600	50,000	98,600			

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	320,000	△10,000	310,000	1. 一般会計繰入金	△10,000	
計	320,000	△10,000	310,000			

(款) 7. 町債 (項) 1. 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道事業債	57,700	39,500	97,200	1. 下水道建設事業債	39,500	下水道事業債

(款) 7. 町債 (項) 1. 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 公営企業会計適用債	10,100	△500	9,600	1. 公営企業会計適用債	△500	
計	67,800	39,000	106,800			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務管理費	48,628	△1,062	47,566	0	△500	0	△562	13. 委託料	△412	地方公営企業法適用事務支援業務委託料
								19. 負担金、補助及び交付金	△650	共同排水施設整備補助金
2. 管渠管理費	11,150	△1,209	9,941	0	0	0	△1,209	13. 委託料	△1,209	管路調査清掃委託料
3. ポンプ場管理費	8,559	△205	8,354	0	0	0	△205	13. 委託料	△205	ポンプ場清掃業務委託料
4. 処理場管理費	137,270	△5,914	131,356	0	0	0	△5,914	13. 委託料	△5,914	汚泥処理業務委託料 △4,698 水質汚泥及び環境調査業務委託料 △1,216
5. 雨水ポンプ場管理費	28,356	△836	27,520	0	0	0	△836	11. 需用費	△216	燃料費
								13. 委託料	△620	小浦ポンプ場長寿命化対策工事実施設計業務委託料
6. 大新田第2排水ポンプ場管理費	6,164	△158	6,006	0	0	0	△158	11. 需用費	△158	燃料費
計	240,127	△9,384	230,743	0	△500	0	△8,884			

(款) 2. 建設費 (項) 1. 建設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 下水道建設費	56,829	△574	56,255	0	△1,100	0	526	2. 給料	42	一般職給(4名分)
								3. 職員手当等	△192	管理職手当 89 退職手当組合負担金 △281
								4. 共済費	71	共済組合負担金
								15. 工事請負費	△495	取付管舗装復旧工事
2. 中央地区排水対策事業費	60,966	△3,985	56,981	0	△4,400	0	415	13. 委託料	△1,000	大新田第2排水ポンプ場増設実施設計業務委託料
								15. 工事請負費	△2,985	中央地区3号雨水幹線整備工事
3. 小浦地区排水対策事業費	0	100,000	100,000	50,000	45,000	0	5,000	13. 委託料	100,000	小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託料
計	117,795	95,441	213,236	50,000	39,500	0	5,941			

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	23,021	△6,197	16,824	0	0	0	△6,197		△6,197	
計	23,021	△6,197	16,824	0	0	0	△6,197			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4		15,564	11,016	26,580	4,957	31,537	
補 正 前	4		15,522	11,208	26,730	4,886	31,616	
比 較	0		42	△ 192	△ 150	71	△ 79	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補 正 後	89	492	123	809	3,733	2,510	179
	補 正 前	0	492	123	809	3,733	2,510	179
	比 較	89	0	0	0	0	0	0
	区 分	宿日直手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職特別勤務 手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	税務徴収手当 (千円)	臨時徴収手当 (千円)	滞納処分手当 (千円)
	補 正 後				3,081			
	補 正 前				3,362			
	比 較				△ 281			
	区 分	感染症防疫作業 手当 (千円)	医師手当 (千円)	危険手当 (千円)	国民年金取扱 手当 (千円)	畜犬等死体処理 手当 (千円)	遺体処理手当 (千円)	
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	42	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分	42		
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 192	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 192	異動等に伴う減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア、職員1人当りの給与

区 分		行 政 職	現 業 職	保 健 師	栄 養 士		
平成 30 年 3 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	324,250					
	平均給与月額 (円)	359,500					
	平均年齢 (歳)	43.0					
平成 29 年 12 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	323,375					
	平均給与月額 (円)	356,771					
	平均年齢 (歳)	42.7					

イ、初任給

区 分	行政職 (円)	現業職 (円)	保健師 (円)	栄養士 (円)	看護師 (円)	国 の 制 度			
						行政職 (円)	現業職 (円)	保健師 (円)	栄養士 (円)
高 校 卒	147,100					147,100			
大 学 卒	179,200					179,200			

ウ、級別職員数

区 分	行政職			現業職			医療職 (二)			医療職 (三)		
	級	職員数 (人)	構成比	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 30 年 3 月 1 日 現在	7 級											
	6 級											
	5 級	1	25.0				5 級					
	4 級	1	25.0				4 級			4 級		
	3 級	2	50.0				3 級			3 級		
	2 級						2 級			2 級		
	1 級				1 級		1 級			1 級		
	計	4	100.0		計		計			計		
平成 29 年 12 月 1 日 現在	7 級											
	6 級											
	5 級						5 級					
	4 級	2	50.0				4 級			4 級		
	3 級	2	50.0				3 級			3 級		
	2 級						2 級			2 級		
	1 級				1 級		1 級			1 級		
	計	4	100.0		計		計			計		

(等級別基準職務表)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職	理事の職務 相当高度の知識経験を要する課長等の職務で町長が特に認めたもの	会計管理者の職務 課長、次長、局長、室長の職務	事務長、参事、所長、園長の職務 相当高度の知識経験を要する課長補佐の職務	課長補佐の職務 相当高度の知識経験を要する係長・主任の職務	係長、主任 主査の職務	一定の知識経験を要する主事、技師の職務	定型的な業務を行う主事、技師の職務 主事補、技師補の職務
現業職							
医療職 (二)			課長補佐の職務 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う係長の職務	係長の職務	技師 (上級係員) の職務	技師 (中級係員) の職務	技師補 (初級係員) の職務
医療職 (三)				相当高度の知識経験を要する課長補佐の職務で町長が特に認めたもの	課長補佐の職務	係長の職務 技師の職務	技師補の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			行政職	現業職	保健師	栄養士		
補正後	職 員 数 (A) (人)	4	4					
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	4					
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	2	2				
		5号給 (人)	1	1				
		8号給 (人)	1	1				
比 率 (B) / (A) %	100.0	100.0						
補正前	職 員 数 (A) (人)	4	4					
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	4					
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	3	3				
		5号給 (人)	1	1				
		8号給 (人)						
比 率 (B) / (A) %	100.0	100.0						

オ、期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.075	2.325	4.400	有	
補 正 前	2.075	2.325	4.400	有	
国 の 制 度	2.075	2.325	4.400	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3~45%加算)	

キ、地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の指定基準に基づく支給率 (%)			

ク、特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種			
		行政職	現業職	保健師	栄養士
給料総額に対する比率 (%)					
支給対象職員の比率 (%) (平成30年3月1日現在)					
特殊勤務手当の名称					

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	